

市町村等における就農支援措置 (南信州管内市町村分のみ)

地 区	市町村	支援措置の概要
南信州	飯 田 市	<p>○新規就農者支援事業補助金</p> <p>① 研修費助成金 認定新規就農者をめし、県の里親研修を受ける者に月額4万円</p> <p>② 新規就農者就農時支援 農業経営を開始した認定新規就農者に一人一回35万円(一定以上農作業に従事する配偶者と共に就農した場合は45万円)</p> <p>③ 農業後継者就農時支援 農家の後継者(60歳未満)が就農した際、認定農業者の親元就農者は一人年30万円(最長3年間)、その他の親元就農者は一人一回10万円</p> <p>④ 農地賃借料助成金 就農後の3年間、年額85,000円以内(②交付済の方)</p> <p>⑤ 住居費助成金 ア)里親研修等の農業研修開始から2年間、月額2万円以内 イ)就農後の3年間、月額1万円以内(②交付済の方)</p> <p>※①、②、④、⑤のイについては農業次世代人材投資資金及び新規就農者総合対策(経営発展支援事業、経営開始資金)の交付を受けていない者</p> <p>※補助金交付後、原則3年以上飯田市に住所を有して農業経営をすること</p> <p>○あぐりチャレンジ資金 市とJAの融資審査を経た新規就農者等に対し、限度額500万円以内を農業資金として融資。(最大10年償還で5年間は無利子)</p>
	松川町	<p>○移住体験住宅 ・町内へ移住及び定住希望の方、農業体験等に利用できます ・2泊～最長29泊まで ・1棟1泊1,000円(滞在人数不問)</p> <p>○移住促進住宅 ・町内へ移住及び定住希望の方が利用できます ・入居することができる期間は3年間 ・家賃月額20,000円</p> <p>○若者定住住宅取得お祝い金 45歳以下の方が町内に住宅を取得した場合、1戸あたり10万円(マークンギフトカード)をお祝い金として交付</p> <p>○住宅リフォーム補助金制度 住宅リフォーム工事費用の10%を補助、上限額10万円(マークンギフトカード)まで</p> <p>○果樹農業研修制度 ・3年後の松川町での就農をめし、地域おこし協力隊員として果樹農業研修 ・協力隊員任期中、住宅家賃、研修に要する経費、報酬を支給</p> <p>○仲間づくり支援 若手農業者グループ「若武者」「MATSUKAWA 農業女子」「新・みらい塾」</p>

地 区	市町村	支援措置の概要
	高 森 町	<ul style="list-style-type: none"> ○日帰り市民農園 45 m²～55 m²/区画 年額:1,500 円 ○新規就農・営農支援ワンストップ窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械貸し出し事業 管理機・草刈機等の機械を有償貸し出し ・農地及び空き家の紹介 ・営農(技術・経営)相談 ○耕作放棄地再生事業 <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地を解消し、農地として利用するために必要な作業経費の補助。 10aあたり100,000円以内。 ※1箇所あたり10a以上、3年以上利用すること ○住宅取得等補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住宅を取得された方に対し最大40万円を交付。 ※諸要件あり
南信州	阿 南 町	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅新築事業等補助金 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅新築事業補助金 新築費用が1,000万円以上の場合、100万円(町内業者に発注した場合50万円上乗せ) ② 住宅リフォーム事業補助金 リフォーム費用が20万円以上の場合、それに要する費用の20%補助(上限20万円) ③ 空き家利用促進事業補助金 5年以上町外に居住したUターン者へ住環境の整備を対象に、補助対象経費の1/2(限度額100万円)を補助 ○新規就農研修給付金 国(農業次世代人材投資事業)等の対象者で、新規就農に向けた研修を受ける者に、月額4万円(上限2年間)を助成 ○農業機械等導入事業補助金 認定新規就農者等があらに農業に参画するために購入する機械等への補助 補助対象経費100万円以上で、この経費の2/3以内(上限500万円)を補助 ○農業用パイプハウス購入補助 事業費の50%以内の補助(上限100万円) ○大豆の出荷販売への補助 出荷者へキログラム当たり200円～450円の補助 ○農地流動化促進事業 農地を借り受けた農業者への奨励金。10a当たり10,000円。 ○遊休荒廃地活性化対策事業 遊休農地の解消をはかる草刈り、起耕等に要する経費に対し、10aあたり3万円以内の補助

地区	市町村	支援措置の概要
南信州	阿智村	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者支援事業(就農に必要な資金の貸付) 対象者:村内に住居を設け居住する者で、新規に就農し3年以内に認定就農者になろうとする55歳以下の者。 貸付限度額:150万円以内。 ○就農準備支援事業(住宅料の一部を補助) 対象者:村内で就農するために研修を受ける55歳以下の者。 助成金:上限月2万円 2分の1以内 最大3年間 ○農産物生産推進事業(きゅうり、アスパラ、他振興作物) 対象者:有機活用農業振興委員で新規栽培農家 助成金:ハウス資材、支柱等資材、種苗代等への補助(1/2以内100万以下) 阿智村産完熟堆肥の一部補助 ○特産品産地形成振興事業(大豆・そば・加工トマト、菊芋、にんにく 等) 対象者:村の指定する振興作物を村が指定した業者へ出荷した者 助成金:種苗代1/2以内の補助、価格補てん、コンバイン使用料補助 ○遊休荒廃農地復活支援事業 対象者:農地復活を行う者。 助成金:10aあたり10万円補助。※5年以上耕作すること。 ○農業研修住宅:阿智村内へ就農目的とするために研修する者の住宅支援。 ○農業機械購入補助金 対象者:村内に住所を有し、村内農地で販売・出荷目的で営農する個人及び法人 対象事業:1機30万円以上の農業に資する機械の購入に支援 補助率等:機械導入に係る経費の3/10。(上限について個人50万円、法人100万円)
	平谷村	<ul style="list-style-type: none"> ○農業用機械貸し出し事業 村内の農地を管理する者にトラクター、管理機、マルチャーを有償で貸し出す。 各1日1,000円(半日500円) ○住宅新增築補助金 ①住宅新築補助 100㎡以上の新築の場合100万円 ②住宅増築補助 20㎡以上の増築の場合 25万円
	根羽村	<ul style="list-style-type: none"> ○若者定住祝金:夫婦の場合20万円、単身の場合10万円 子供(15歳未満1人につき)5万円を支給 ○就業祝金 10万円(16歳以上40歳以下、新規学卒1年以内に居住し就業した者 就業して1年経過後50% 3年経過後50%) ○住宅用地取得補助金:取得費(消費税は除く)の10%以内(上限100万円) ○住宅取得・新增改築補助:取得費(消費税は除く)の10%以内(上限100万円) ○起業補助金 必要経費の10%以内(上限150万円 下限10万円)

地区	市町村	支援措置の概要
南信州	下 條 村	<ul style="list-style-type: none"> ○若者定住促進事業（年齢上限45歳・農業分野に限らず） <ul style="list-style-type: none"> ①住宅新築補助 工事費の10%以内を補助(限度額100万円) ②住宅増改築・中古住宅取得補助 工事費または取得費の10%以内を補助(限度額50万円) ○農業用機械等導入事業 事業費(1台当り)の1/4以内・限度額12万5千円(青色申告者が対象)、認定農業者は事業費の1/2以内・限度額50万円を補助 ○農業用パイプハウス設置改修補助 事業費の1/4以内(限度額12万5千円)、認定農業者は事業費の1/2以内(限度額50万円) ○果樹野菜棚支柱設置改修補助 事業費の1/4以内(限度額10万円)、認定農業者は事業費の1/2以内(限度額40万円) ○定住促進住宅用地取得等補助金(農業に限定せず) 45歳未満で下條村に定住するために住宅用地の購入(中古物件含)、造成を行う方に購入・造成費用の2分の1を補助 新築補助(上限100万円) 中古物件購入及び増築補助(上限50万円) ○空家・空き店舗活用事業補助金(農業分野に限らず) 村内の空家、空き店舗(1000㎡未満)を活用し、起業し恒久的に事業を行う者に対し、工事費の2分の1を補助 20万円以上の工事費2分の1を補助(上限100万円) ○農地流動化促進事業 農地を借りて耕作する人に奨励金を交付(新規就農者に限定せず) 10a以上利用件設定の場合 ○移住奨励支度金(農業に限定せず) 55歳以下で飯田下伊那郡外からの移住者に対し20万円 ○若者新規就職応援補助(就農含) 30歳未満の新規採用者に10万円
	売 木 村	<ul style="list-style-type: none"> ○村内の生産者の新規事業・新技術・規模拡大等を支援するための無利子資金融資。個人の場合は100万円以内で5年以内に償還。 ○農地流動化促進事業 農地を借り受けた農業者への奨励金。10a以上の農地を耕作する農業者を対象に、10a当たり8,500円以内。 ○U・Iターン助成金 40歳以下で、引き続き1年以上居住して永住の意思がある方が対象。 夫婦20万円、子ども1人当たり15歳未満5万円、15歳以上1万5千円、単身10万円 ○住宅新築事業等補助金 住宅の新築、増築、取得、土地の取得、造成に係る費用1,000万円以上に対し、100万円を補助 ○住宅リフォーム補助金 20万円以上の住宅リフォームに要する工事費に対し20%を補助(限度額20万円) ○空き家対策事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家活用事業 空き家の家財等の搬出や清掃を行う費用に対し、50%を補助(限度額20万円) ・空き家改修事業 空き家の改修費用に対し、20%を補助(限度額20万円) ・老朽空き家対策事業 危険空き家の撤去及び清掃等を行う費用に対し、80%を補助(限度額50万円)

地区	市町村	支援措置の概要
南信州	天龍村	<p>○定住促進事業(年齢60歳以下・農業分野に限らず)</p> <p>①【住宅新築補助】上限200万円</p> <p>②【住宅増改築】上限100万円</p> <p>③【空き家取得】上限100万円</p> <p>④【住宅用地取得】取得費の100%以内(上限100万円)を補助(①②③と併用可)</p> <p>⑤【U・Iターン助成金】2歳以上1人につき5万円。村内に居住してから2年経過後に支給</p> <p>*①～③については、申請者の年齢により補助率が異なります。</p> <p>○その他の制度(年齢制限なし・農業分野に限らず)</p> <p>①【住宅新築・リフォーム補助金】事業費20万円以上のうち25%(上限20万円)を補助</p> <p>②【空き家片づけ事業補助金】空き家バンク登録物件の片付け費用等について事業費の100%以内、最大20万円を補助</p>
	泰阜村	<p>○若者定住促進事業(年齢上限45歳)</p> <p>①住宅新增改築補助金 定額100万円</p> <p>②住宅用地取得補助金 取得価額の100分の50以内、限度額100万円</p> <p>○農業振興資金</p> <p>①貸付対象者:村内在住で10アールの農地について耕作している者。 農業者の組織する団体。</p> <p>②貸付対象事業:生産基盤確立事業、村・農協政策普及推進事業、特認事業</p> <p>③貸付条件:最低貸付額 10万円、 貸付限度額 一般(個人)200万円以内、一般(団体)・特認300万円以内</p> <p>○農業後継者育成対策事業 県の新規就農里親活動支援研修制度に準ずる金額(村長が認める農業後継者)</p> <p>○農地流動化促進事業 農地を借りて耕作する人に奨励金を交付(新規就農者に限定せず) 10a以上利用権等設定の場合</p>
	喬木村	<p>①新規就農者住宅支援</p> <p>・新規就農者が村内の住宅を賃貸借する場合の経費助成 月額 10,000円 就農後の3年間 青年等就農計画の認定を受け、村内に定住し、村内の農地を耕作すること。賃料が月額3万円以上の住宅であること。</p> <p>②農業用施設設置経費補助金</p> <p>・栽培に要するパイプハウスの資材補助</p> <p>・資材費の20%(上限25万円)、45歳未満の場合30%(上限50万円(中山間地域の場合は100万円))</p> <p>③農地及び空家(住居)の斡旋</p> <p>④営農(技術・経営)相談</p>
	豊丘村	<p>○新規就農者支援事業(認定新規就農者としての認定が必要)</p> <p>・里親研修支援金 10万円(研修開始から3ヶ月後)</p> <p>・就農支援金 20万円(就農時支給)</p> <p>・住宅支援金 12万円(1万円×12ヶ月×1人(家賃から25,000円を控除した額を補助(上限10,000円))。</p> <p>・げんき農業支援金 上限100万円営農の為の施設・機械整備、種苗購入費等の費用に事業費の1/2を補助する。</p> <p>・里親農家支援金 20万円(里親研修終了時に、里親に支給)</p> <p>○農地及び空家(住居)の斡旋</p> <p>・空き家改修費補助金 改修費×1/2以内、上限100万円</p> <p>○営農(技術・経営)相談</p>

地区	市町村	支援措置の概要
	大鹿村	<p>○Iターン・Uターン助成事業（年齢上限45歳・農業分野に限らず）</p> <p>①住宅新築補助金：建築費の1/3、限度額250万円（村内業者）、200万円（村外業者）</p> <p>②住宅用地取得補助金：取得価額の1/3以内、限度額60万円</p> <p>③住宅改築補助金：工事費の1/2以内、上限60万円（村内業者）、50万円（村外業者）（工事費20万円以上）</p> <p>○遊休農地等活用支援事業：農地所有適格法人又は3人以上で構成された組織が、5年以上継続して行う遊休農地対策事業に対し補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地等活用事業 1アールにつき1,150円以内。 ・援農事業補助 農作業受託実績により作業料の一部を補助。 ・農地賃借料補助 支払実績の1/2補助。
	JAみなみ信州	<p>○新規就農支援金</p> <p>支援内容：新規就農者がJAから購入した購買品（種苗、肥料、農薬等。農業機械は3万円未満）の利用総額に対し2/3を対象限度として就農支援金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 支援限度額：10万円以内 ■ 対象者：50歳以下の新規就農者 <p>交付条件：①正組合員、②新規就農者登録、③部会に所属し組合出荷している</p>

【長期研修制度】

○ 阿智村後継者育成事業

設置者・場所	阿智村産業振興公社 阿智村駒場 487-1
研修内容	2年間で、公社職員等の指導を受けながら、実習ほ場(ハウス及び露地)でキュウリ、トマト、パプリカ、アスパラガス、干し柿などの栽培技術や農家としての経営ノウハウを学ぶ。
研修生の条件	公社まで通える地域に在住で、研修修了後、阿智村で農業を営むことのできる、43歳未満の者
研修中の生活費等	手当については支給しない（農業次世代人材投資事業準備型の申請可 村からの住宅手当あり）
研修中の滞在施設	無（あつせん可）
研修後の支援措置	研修修了後、希望により農地の貸借の斡旋、営農指導、資金の融資相談を行う

○ 松川町果樹農業研修事業

設置者・場所	松川町 松川町元大島 3823
研修内容	松川町が指定する農家において栽培、販売等の農業研修及び経営実習や座学による農業経営全般を研修
研修生の条件	研修終了後も松川町に定住し、就農する意欲のある45歳未満の者 地域おこし協力隊としての要件を満たす者 (嘱託型で町との雇用関係はなし)
研修中の生活費等	報償費+就農準備金を支給
研修中の滞在施設	町が用意する住宅に入居 家賃は町が負担、水道光熱費その他は自己負担
研修後の支援措置	農地、住宅のあつせん 農業次世代人材投資事業(経営開始型)申請支援 経営安定に向けたサポート体制

○ 阿南町就農者育成事業

設置者・場所	一般社団法人信州あなんトータルマーケティング
研修内容	職員、認定農業者等の指導を受けながら、圃場で育苗や野菜の栽培技術及び農業のいろはを学ぶ。
研修生の条件	農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づき研修を開始する者。町内に住所を置き、研修修了後、阿南町で農業を営むことのできる、45歳未満の者
研修中の生活費等	農業次世代人材投資事業準備型が開始した月から毎月4万円補助 (新規就農研修給付金)
研修中の滞在施設	無（あつせん可）
研修後の支援措置	農業次世代人材投資事業(経営開始型)申請支援 農地、住宅等の斡旋

○ JAみなみ信州 担い手就農研修制度（市町村からの受託型）

設置者・場所	(株)市田柿本舗ぷらう(JAみなみ信州出資の農業法人) 下伊那郡高森町山吹1638-2
研修内容	地域おこし協力隊(農業研修生)等を採用する市町村から研修事業を受託する形で実施する。南信州での推奨モデル品目である「夏秋きゅうり+市田柿」をメインとし、サブメニューを追加する場合もある。 地域農業と農業経済、経理事務などの座学研修を実施。 2年目には、希望者に対して農家研修を実施。 研修期間:2年間
研修生の条件	地域おこし協力隊(農業研修生)等として市町村に採用される者、もしくは就農準備資金交付要件に該当する者で、飯田市・下伊那郡内で就農・定住ができる者。 専業農家として独立就農し、就農後には地域の中核農家となる意欲の高い者。
研修中の生活費等	地域おこし協力隊給与もしくは就農準備資金等(月額 15万円~17万円程度)
研修中の滞在施設	採用市町村が住宅を確保する。
研修後の支援 措置	南信州・担い手就農プロデュース(市町村+JA)が研修期間中に住宅、農地の確保について支援する。 就農後はJA 営農技術員が栽培・経営指導を継続し、農業所得確保と経営安定化を支援する。